

復興庁におけるワークライフバランス推進強化月間の取組

全庁的な取組

<大臣、事務次官等からのメッセージの発信>

推進強化月間開始に当たり、事務次官から、全職員に対して、以下の取組を指示。

- 管理職員は、定時退庁を実施することにより、業務効率化に対する意識付けをするとともに、超過勤務理由を事前に確認し、業務改善に向けた取組を行うこと
- 職員一人一人が働き方の見直しを行い、職員個人単位ではなく、組織としてのパフォーマンスを高める工夫を行うこと
- 休暇を積極的に取得すること

<ゆう活（夏の生活スタイル変革）と超過勤務縮減の徹底>

- 本人の事情や業務に支障がない限り、全ての職員が朝型勤務（原則、8:30）を実施
- 期間中の早期退庁の励行
- 全省庁一斉定時退庁日（水曜日）は20時消灯実施、当庁定時退庁日（金曜日）は20時消灯励行
- 庁内の16:15以降の会議や作業の発注をしないよう努める

<テレワークの推進強化>

平成27年2月にテレワーク試行に係る要領を策定。今後の利用拡大に資するよう、意識の醸成や要領の改訂を視野に入れ、職員に対してアンケートを実施

<休暇（年次休暇・夏季休暇）の一層の取得促進>

連続休暇の積極的取得を推進（全職員の夏季特別休暇（3日）の早期の取得を励行（7～9月））

独自の取組

- 各班の職員は、期間中、少なくとも1日は班員全員が一斉に完全定時退庁を実施するよう努める
- 管理職員は、全省庁一斉定時退庁（水曜日）を自ら進んで実施
- 夏季特別休暇に加え、年次休暇を積極的に取得するよう推進
- 休暇の「見える化」＝全職員が予定を見ることができ、関係者の予定を考慮して計画的に仕事を行えるように徹底
- 全職員がPC起動時に必ず見る画面に推進強化月間の取組を掲載することで、職員のモチベーションを持続